

令和 7 年度

沼山取水場沈砂池排砂業務委託

特 記 仕 様 書

山形県企業局 村山電気水道事務所

第1章 総括事項

第1節 一般事項

1 仕様書の適用

本業務の施工にあたっては、「山形県土木部制定共通仕様書（土木工事共通仕様書、土木工事共通特記仕様書、土木工事施工管理基準及び規格値、参考資料）令和 7 年4月」にもとづき実施しなければならない。なお、最新版は以下のホームページに掲載されているので、当該工事の請負契約日までに施行された改定内容についても適用するものとする。

ホームページの閲覧ができない場合は、監督職員に改定内容の提出を求めることができるものとする。

※共通仕様書の改定内容のホームページへは

山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp>）

- 組織別ページ
- 県土整備部
- 建設企画課
- 建設工事技術情報
- 共通仕様書（土木工事）

2 委託業務名

令和7年度 沼山取水場沈砂池排砂業務委託

3 委託業務概要

沼山取水場の沈砂池を抜水のうえ、堆積した土砂の搬出処理を行う。なお搬出先は沼山取水場の排砂池とする。

4 委託業務場所

西村山郡西川町大字沼山 地内

5 委託期間

契約締結の日から令和7年 11 月 28 日までとする。

6 委託業務範囲

本仕様書は、委託業務の概要を記載するものであり、記載のない事項であっても業務完了のため当然行うべき事項は行わなければならない。

7 法令の遵守

委託業務の実施にあたり、受託者は、労働安全衛生法等関係法令及び作業に関する諸法規を遵守・運用しなければならない。

8 立合事項

(1) 委託業務の段階確認及び完了確認にあたっては、受託者は、必ず立会わなければならない。

(2) 確認のため必要な書類の提出、その他の処理については、監督職員の指示に従わなければならない。

9 軽微な変更

(1) 現場の取り合わせのため生じた軽微な変更は、監督職員の指示により行うものとする。

(2) 上記の場合において、受託金額の増減はしないものとする。

10 設計図書の疑義

(1) 設計図書に疑義が生じた場合は、原則的に発注者側の解釈によるものとする。

(2) 仕様書、設計図書に明示されていない事項があるとき、又は内容に相互符号しない事項があるときは、双方協議して決定するものとする。

(3) 排砂土量計算の深さは当初発注時の推定値であり、実測値と異なる場合がある。

第2節 委託業務の実施

1 委託業務資材

委託業務の実施に必要な資材、工具、消耗品等は、全て受託者にて準備するものとし、発注者側の資材、工具、消耗品等は貸出さないものとする。

2 委託業務用電源

(1) 仕様書上特に記載のない場合は、発注者側において次の電源を無償支給する。

単相交流 100V 及び 三相交流 200V 各 50HZ

(2) 但し、支障が生じた場合これを取り消し、受託者の責任で対処するものとする。これに伴う費用は、受託者の負担とする。

3 仮設備

(1) 委託業務の実施に必要な仮設備は、設計図書、仕様書に指定されたものを除き、受託者の責任において設置しなければならない。

(2) 受託者の現場事務所は仮設して行うものとする。原則として発注者側施設を現場事務所として貸し出さないものとする。

(3) 商用受電停電時には仮設電源装置を使用する。

4 作業計画書

受託者は、契約後速やかに、委託業務の実施に必要な作業計画書を監督職員に提出しなければならない。この場合、次の事項を記載するものとする。

(1) 実施工程表

(2) 作業員名簿

(3) 緊急時の体制

(4) 安全管理

(5) その他

5 作業管理

受託者は、作業日報等の作業管理記録を監督職員に提出しなければならない。

6 段階確認及び完了確認

受託者は、委託業務の実施に関し、仕様書、又はあらかじめ監督職員の指示した箇所等の主要な段階毎に、監督職員の確認及び承諾を受けなければならない。

当該業務委託の段階確認は下記のとおりとする。

(1) 堆積土砂状況確認

(2) 堆積土砂排砂完了確認

なお、下記の時点で堆積土砂深を測定し、推定土砂量を報告すること。測定時には十分

に安全確保を行うこと。

○契約後速やかに

○排水作業終了後

7 夜間における作業

受託者は、委託業務の実施の都合上、夜間作業を必要とするときは、あらかじめ監督職員と協議しなければならない。

8 他作業との協調

当該委託業務と同一場所において他の委託業務等が実施されている場合は、お互いに協調して円滑な作業を図らなければならない。

第3節 作業現場管理

1 事故防止

(1) 受託者は、常に業務の安全に留意して作業を行い、事故防止に努めなければならない。

(2) 受託者は、委託業務の実施中、流水及び交通の妨害となる行為その他公衆に迷惑を及ぼす行為のないよう十分な処置をしなければならない。

(3) 作業箇所及びその周辺にある地上、地下の施設構造物に対しては、委託業務施行に伴い支障を及ぼさないよう、関係者と協議のうえ必要な処置をしなければならない。

(4) 火薬、ガソリン、電気等の危険物を使用する場合は、関係法令の定めるところに従い、その保管及び取扱いについて、万全の方策を講じなければならない。

(5) 現場作業が危険なため、一般の立ち入りを禁止する必要がある場合は、その区域に適当な柵を設けるとともに、立入禁止の表示をし、夜間は適当な照明を施さなければならない。

(6) 工程のなかで豪雨、出水が予想される場合は、監督職員と協議し日程を変更する等の処置をとること。また、地震等の緊急な事態が発生する場合を想定し、常にこれに対処できる準備をしておかなければならない。

2 安全管理

受託者は、作業の安全確保に努め、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 受託者は、作業の前日までに作業の時間、手順、作業範囲、設置箇所、危険防止措置など具体的事項について監督職員と打ち合わせること。
- (2) 受託者は作業着手前に、現地で監督職員から図面、作業計画書等により作業範囲、停電範囲、設置箇所、危険防止措置等の具体的な指示を受け、相互に確認するとともに、これを作業員全員に周知徹底させること。
- (3) 受託者は作業員が誤って危険な箇所に接近しないように、区画ネット、標識等により危険区域を明示してから作業を行わせること。また作業終了後これを撤去する場合は、監督職員立ち会いの上、安全確認をしたのち行うこと。
- (4) 受託者は、監督職員から作業開始の連絡を受けた後、さらに作業範囲内の状態を確認してから作業を開始すること。
- (5) 受託者は、作業内容に応じた技能と経験を有する作業員を配置し、かつ作業に適した被服、防護服を着用させ、危険の防止を図ること。
- (6) 受託者は、現場代理人に作業中の作業員の行動及び作業現場の状況を常に把握し、作業を安全管理に努めさせること。
- (7) 受託者は、運転（水処理）再開後、監督職員とともに機器の状態を巡視点検し異常の有無を確認すること。
- (8) 受託者は、安全管理指示書により受けた指示事項を遵守するとともに、その内容について作業員に周知すること。

3 整理・整頓

- (1) 受託者は、委託業務中、交通及び保安上の支障とならないよう機械器具等を使用の都度整理・整頓しておかなければならない。
- (2) 受託者は、作業期間中に不要材料、機械類を整理するとともに、仮設物を撤去して跡地を清掃しなければならない。
- (1) 受託者は、委託業務の実施中及び輸送中に伴い発生する各種廃棄物は関連法令に従い適切に処理し、結果を文章にして報告しなければならない。

4 既設備損傷時の修復

- (1) 委託業務の実施中、誤って他の既設工作物を損傷させた場合は、監督職員に速やかに報告するとともに、その指示により早急に修復しなければならない。
- (2) 修復後、監督職員の確認を受け修復の了解を得ること。
- (3) 上記に伴う費用は受託者の負担とする。

第4節 提出書類

1 一般事項

- (1) 受託者は、事項の書類を提出すること。
- (2) 様式、提出先、提出期限及び部数は事項及び監督職員の指示によること。
- (3) これに伴う費用は、受託者の負担とする。

2 品目、様式、提出先、提出期限及び部数（共通仕様書（参考資料）参照）

No	品目	様式	宛先	提出期限	部数
1	作業責任者届	様式（1）	企業管理者	契約後7日以内	2
2	工程表	第2号	企業管理者	契約後7日以内	2
3	作業日報	任意	監督職員	作業日の翌日	1
4	委託業務完了通知書	第9号	企業管理者	業務完了後	2
5	業務写真	様式（10）	—	業務完了後	1
6	完了写真	様式（11）	—	業務完了後	1
7	作業計画書	任意様式	監督職員	契約後速やかに	2
8	打合簿・段階確認書	共通仕様書 参照	監督職員	打合せ前	2
9	その他必要な書類	監督職員の 指示による	同左	同左	同左

第2章 委託業務内容

第1節 作業内容

1 排水作業

沈砂池の排水作業については次の事項に留意し作業すること。

- (1) ゲート等の操作については、監督職員または村山電気水道事務所職員が行うものとする。
- (2) 水中ポンプ等の設置位置、試運転の状況について監督職員の確認を受けること。
- (3) 水は道路側溝に排水することとし、水中ポンプでの排水は沈砂池の池底より約0.5mを基準とするが、排水濁度が高くなった時点で停止すること（監督職員の指示を受けること）。

2 排砂作業

沈砂池の排砂作業については次の事項に留意し作業すること。

- (1) 作業で発生する砂の取扱いは「汚泥（含水率 85%以上）」に準拠するものとする。
- (2) 排砂は汚泥吸排車等にて行うことを原則とする。
- (3) 汚泥吸排車により収集された排砂は沼山取水場の排砂池に搬出すること。
- (4) 各排砂池に運搬された土砂が、排砂池の天端から 0.5m 下がりまでとなった時点で運搬作業終了とする。そのため、排砂池の状況を確認しながら運搬を行うこと。
- (5) 排砂作業の際は、必要資材は受託者で準備すること。
- (6) 排砂後の点検作業が速やかに実施出来るよう、作業効率の向上を図ること。

3 充水作業

沈砂池の充水作業については次の事項に留意し作業すること。

- (1) ゲート等の操作については、監督職員及び村山電気水道事務所職員が行うものとする。
- (2) 充水時の水替えに伴う水中ポンプ等の設置位置について確認を受けること。
- (3) 充水作業中において、必要に応じ充水量調整のため、水中ポンプの運転停止を行う必要があり、清掃終了後も充水水質安定まで待機すること。
- (4) 充水前に監督職員が構造物の点検を行う。

第3章 注意事項

第1節 注意事項

- 1 作業内容に疑義が生じた場合は、監督職員に報告し協議すること。
- 2 水処理と平行して作業を実施するため、水処理に支障をきたさないよう作業箇所周辺の整理整頓に努め、異物・油等の混入が無いよう細心の注意を払うこと。
- 3 作業場所毎の人員配置、作業進捗状況の把握に努め、効率の良い現場管理を行うこと。
- 4 作業の進捗状況により、作業予定を変更する場合もあるため、作業責任者は常に、監督職員との連絡を密に行いながら作業を進めること。
- 5 他作業の進捗状況を確認しながら、作業を進めるとともに、特に機械の運転や重量物の移動・充水作業等においては、お互いに現場状況を確認してから作業を開始すること。
- 6 操作対象機器の運転、停止にあたっては、監督職員の指示により操作を行うものとし、不用意に他の運転機器に支障を与えることのないように、保護及び区画のうえ施工すること。
- 7 受託者は、作業を実施するにあたり、法令ならび安全管理指示事項を遵守するとともに、特に下記に示す事項については適宜、作業員に指導を行うこと。
 - (1) 安全保護具の使用 (保護帽、安全带、手袋等、作業用具の着用)
 - (2) 作業範囲の区画・整理 (ロープ、危険表示等による安全区画、機材の整理・整頓)
 - (3) 安全対策実施後の作業実施 (酸欠防止、転落防止、検電確認後の作業開始等)
 - (4) 酸素濃度を測定し、安全の確認後に作業を開始

作業日程の概要

作業は、下記の日程により、2 池を 5 日間（平日）連続で行うことを基本とする。ただし、受託者の都合により 1 池ずつおこなうことも可能とするが、作業は平日で連続とする。なお、このことに伴う費用は受託者の負担とする。

また、作業日程は監督職員の承認を得ること。

第1日目	山側沈砂池（1号）	作業準備及び水替
第2日目	山側沈砂池（1号）	水替及び排砂
第3日目	山側沈砂池（1号） 川側沈砂池（2号）	排砂及び充水 作業準備及び水替
第4日目	川側沈砂池（2号）	水替及び排砂
第5日目	川側沈砂池（2号）	水替・排砂・充水及び後片付け